

平成18年5月22日

各 位

会 社 名 大 阪 港 振 興 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 室 力松 (JASDAQ・コード番号 8810) 問合せ先 取締役総務部長 角前 武 T E L(06)6571-0861

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1)平成17年2月1日から施行された電子公告制度を、周知性の向上および経営の合理 化を図るため導入するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が 生じた場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款を変更・整備するものであります。その大要は、次のとおりであります。

当社に設置する機関を定める規定を新設するものであります。

(変更案第4条)

株券を発行する旨を定める規定を新設するものであります。

(変更案第8条)

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限する規定を新設するものであります。 (変更案第 10 条)

株主総会の招集地が自由化されるに伴い、より多くの株主の皆様に株主総会へご 出席いただくため、利便性等を踏まえ、招集地の範囲を定めるものであります。 (変更案第14条)

株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を制限できることとなったことから、株主総会運営の効率化を図るため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 18 条)

招集手続きの省略および取締役会の決議が一定の条件の下で認められたため、経 営の機動性を増すために規定を新設するものであります。

(変更案第25条第2項、第27条)

取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、それぞれの責任を法令の範囲内で免除できる旨の規定と有用な人材を確保するため社外取締役および社外監査役の責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、これらの規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。 (変更案第 29 条、第 34 条)

その他、会社法の用語、規定、引用条文にあわせて変更し、条数の整理、一部字句の修正を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3.日 程

定款変更のための株主総会開催日平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)定款変更の効力発生日平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1章総則	第1章 総 則
(新設)	(機関)
(3).	第4条 当会社は、株主総会および取締
	 役のほか、次の機関をおく。
	1 取締役会
	2 監査役
(公告 <u>の</u> 方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞	第 <u>5</u> 条 当会社の公告 <u>方法は、電子公告</u>
<u>に掲載して行う。</u>	<u>とする。ただし、事故その他やむ</u>
	<u>を得ない事由によって電子公告に</u>
	よる公告をすることができない場
	<u>合は、日本経済新聞に掲載して行</u>
66 o et 14	<u> </u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(<u>株式の総数</u>)	(発行可能株式総数)
第 <u>5</u> 条 当会社の発行する株式の総数	第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、
は、640万株とする。 (数種の株式の数および内容)	640万株とする。 (数種の株式の数および内容)
第6条	第7条
	- ☆ (1) 当会社の発行可能株式総数のう
160万株を普通株式とし、480万	5160万株を普通株式とし、480
株を優先株式とする。	万株を優先株式とする。
(2) 優先株式は、毎 <u>決算期</u> において	(2) 優先株式は、毎事業年度末日に
その株式 1 株につき年 4 円を超	おいてその株式1株につき年4
ゆるまで、普通株式に優先して	円を超ゆるまで、普通株式に優
<u>利益配当金</u> を受ける権利を有す	先して <u>剰余金の配当</u> を受ける権
る。	利を有する。
(3) 優先株式に前項の配当をなし、	(3) (現行どおり)
なお残余があるときは、優先株	
式および普通株式に均等に配当	
するものとする。	
(4) 当該 <u>決算期</u> における優先株式に	(4) 当該 <u>事業年度末日</u> における優先
対する配当が、第2項の額に達しないときましるの不足額は次	株式に対する配当が、第2項の
しないときも、その不足額は <u>次</u> 期以降において塡補しないもの	額に達しないときも、その不足 額は次の事業年度以降において
<u>期</u> 以降にのいて填補しないものとする。	領は <u>外の事業年度</u> 以降にあれて 塡補しないものとする。
C 7 ℃。	がに至ってなっていている。

現行定款

(新 設)

(<u>1単元の株式の数</u>および単元未満株券の不発行)

第<u>7</u>条

- (1) 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は 100株とする。
- (2) 当会社は、1単元の株式の数に 満たない株式(以下「単元未満 株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取 扱規則に定めるところについて はこの限りでない。

(新 設)

(名義書換代理人)

第8条

- (1) 当会社は、<u>株式につき名義書換</u> <u>代理人</u>をおく。
- (2) <u>名義書換代理人</u>およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議を もって<u>選定し</u>、これを公告す る。
- (3) 当会社の株主名簿(実質株主名 簿を含む。以下同じ。)および 株券喪失登録簿<u>は、名義書換代</u> 理人の事務取扱場所に備えお き、株式の名義書換、単元未満 株式の買取その他株式に関する

変 更 案

<u>(株券の発行)</u>

第8条 当会社は、株式に係る株券を発 行する。

(<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発 行)

第9条

- (1) 当会社の<u>単元株式数</u>は<u>、</u>100株 とする。
- (2) 当会社は、<u>前条の規定にかか</u> <u>わらず、単元未満株式に係る</u>株 券を発行しない。ただし、株式 取扱規則に定めるところについ てはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

- 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する 単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1 会社法第189条第2項各号に掲 げる権利
 - 2 会社法第166条第1項の規定に よる請求をする権利
 - 3 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当ておよび募集新株予 約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条

- (1) 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>をお
- (2) 株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議を もって<u>定め</u>、これを公告する。
- (3) 当会社の株主名簿(実質株主名 簿を含む。以下同じ。)、新株 予約権原簿および株券喪失登録 簿の作成ならびに備えおきその 他の株主名簿、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿に関する

現行定款

事務は、<u>すべて名義書換代理人が</u> 取扱う。

(株式取扱規則)

第<u>9</u>条 当会社の<u>株券の種類ならびに</u>株 式<u>の名義書換、単元未満株式の買</u> 取その他株式に関する取扱ならび に手数料<u>について</u>は、取締役会<u>の</u> 定める株式取扱規則による。

(基準日)

<u>第10条</u>

- (1) 当会社は、毎年3月31日の最終 の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質 株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
- (2) 前項のほか、必要あるときは、 取締役会の決議によりあらかじ め公告して、臨時に基準日を定 めることができる。

第3章 株 主 総 会

(総会招集の時期)

第<u>11</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決</u> <u>算期の翌日から3月内に</u>、臨時株 主総会は、必要ある毎に招集す る。

(新 設)

(新 設)

(総会の議長)

第<u>12</u>条

- (1) 株主総会<u>の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u>
- (2) 取締役社長に事故<u>の</u>あるとき は、専務取締役、常務取締役が

変 更 案

事務は、<u>これを株主名簿管理人</u> に委託し、当会社においては取扱 わない。

(株式取扱規則)

第<u>12</u>条 当会社の株式に関する取扱<u>および</u>手数料は、<u>法令または本定款のほか、</u>取締役会<u>において</u>定める株式取扱規則による。

(削除)

第3章 株 主 総 会 (<u>総会の招集</u>)

第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事</u> <u>業年度末日の翌日から3か月以内</u> <u>に招集し</u>、臨時株主総会は、必要 ある毎に招集する。

(総会の招集地)

第14条 当会社の株主総会は、本店所在 地で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年3月31日とす る。

(総会の招集権者および議長)

第<u>16</u>条

- (1) 株主総会<u>は、取締役社長がこれ</u> を招集し、議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ

現 行 定 款

その順位によりこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第<u>13</u>条 株主は、当会社の議決権を有する<u>株主</u>を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に当会社に委任状を差出さなければならない。

(総会の決議方法)

第14条

- (1) 株式総会の決議は、法令または 定款に別段の定めある場合を除 き、<u>出席株主</u>の議決権の過半数を もって行う。
- (2) 商法第343条に定める特別決議 は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議 決権の3分の2以上をもって行 う。

(総会の議事録)

第<u>15</u>条 株主総会の議事録には、議事の 経過の要領およびその結果<u>を記載</u> し、議長および出席した取締役が これに記名捺印する。

第4章 取締役<u>、監査役</u>および取締役会 (取締役<u>および監査役</u>の数)

第<u>16</u>条 当会社に取締役10名以内<u>、監査</u> 役3名以内をおく。

(取締役および監査役の選任)

第17条

(1) 取締役および監査役は、株主総

変 更 案

定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。 (第18条に移設)

(総会の決議方法)

第17条

- (1) 株主総会の決議は、法令または 定款に別段の定め<u>が</u>ある場合を 除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 過半数をもって行う。
- (2) 会社法第309条第2項に定める 決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をも って行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に当会社に委任状を差出さなければならない。

(総会の議事録)

第19条 株主総会の議事録には、議事の 経過の要領およびその結果ならび にその他法令に定める事項を記載 または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の<u>員数</u>)

第<u>20</u>条 当会社に取締役10名以内をお く。

(取締役の選任)

第21条

(1) 取締役は、株主総会において選

現 行 定 款

会において選任する。

- (2) 取締役<u>および監査役</u>の選任決 議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行 う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

〔取締役<u>および監査役</u>の任期)

第<u>18</u>条

- (1) 取締役の任期は、<u>就任</u>後2年<u>内</u> の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。
- (2) 増員または補欠のため<u>就任した</u> 取締役の任期は、他の現任者の 残任期間とする。
- (3) 補欠のため就任した監査役の任 期は、退任者の残任期間とする。

(代表取締役、常任取締役等)

第<u>19</u>条

- (1) 当会社を代表すべき取締役は、 取締役会の決議をもって<u>定め</u> る。
- (2) 取締役会は、その決議をもって 取締役社長1名、専務取締役、 常務取締役若干名を<u>定め</u>、なお 必要あるときは取締役会長1名 をおくことができる。

(取締役会の招集)

第20条

(1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長これを招集しその議長となる。ただし、取締役会長をおいたときは、取締役会長がこれにあたる。

変 更 案

- 任する。
- (2) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議 決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。
- (3) (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条

- (1) 取締役の任期は、<u>選任</u>後2年<u>以</u> 内に終了する事業年度のうち最 終のもの</u>に関する定時株主総会 終結のときまでとする。
- (2) 増員または補欠のため<u>選任され</u> <u>た</u>取締役の任期は、他の現任者 の残任期間とする。

(削除)

(代表取締役<u>および役付取締役</u>)

第<u>23</u>条

- (1) 当会社を代表すべき取締役は、 取締役会の決議をもって<u>選定する</u>。
- (2) 取締役会は、その決議をもって 取締役社長1名、専務取締役、 常務取締役若干名を<u>選定し</u>、な お必要あるときは取締役会長1 名<u>および取締役副社長1名</u>をお くことができる。

(取締役会の招集)

第24条

(1) (現行どおり)

現行定款

(2) 取締役会長、取締役社長共に事 故<u>の</u>あるときは、<u>専務取締役、常</u> <u>務取締役がその順位により前項の</u> <u>職務を代行する。</u>

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集の通知は、会日 より3日前に各取締役に対し発す るものとする。ただし、緊急の必 要のあるときは、更にこの期間を 短縮することができる。

(新 設)

(取締役会の決議の方法)

第22条

- (1) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。
- (2) 監査役は、取締役会に出席して 意見を述べることができる。

(新 設)

(取締役および監査役の報酬)

第<u>23</u>条 取締役<u>および監査役</u>の報酬<u>および退職慰労金</u>は、<u>これを区分して</u>株主総会<u>で</u>定める。

(新 設)

変 更 案

(2) 取締役会長、取締役社長共に事 故<u>が</u>あるときは、<u>取締役会におい</u> <u>てあらかじめ定めた順序に従い、</u> 他の取締役が取締役会を招集し、 議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条

- (1) 取締役会の招集通知は、会日の 3日前までに各取締役および各 監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要のある ときは、更にこの期間を短縮することができる。
- (2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで取締役会を開催する ことができる。

(取締役会の決議の方法)

第<u>26</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(削除)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬<u>等</u>)

第<u>28</u>条 取締役の報酬<u>、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会<u>の決議によって</u>定める。

(取締役の責任免除)

第29条

(1) 当会社は、会社法第426条第1項

現行定款	変 更 案
	<u>の規定により、任務を怠ったこと</u>
	による取締役(取締役であった者
	を含む。)の損害賠償責任を法令
	の限度において、取締役会の決議
	<u>によって免除することができる。</u>
	(2) 当会社は、会社法第427条第1項
	の規定により、社外取締役との間
	<u>に、任務を怠ったことによる損害</u>
	<u>賠償責任を限定する契約を締結す</u>
	<u>ることができる。ただし、当該契</u>
	<u>約に基づく責任の限度額は法令が</u>
	規定する額とする。
(新 設)	<u>第5章 監 査 役</u>
(新 設)	(監査役の員数)
	第30条 当会社に監査役3名以内をお
(thr. +1)	<u> </u>
(新 設)	(監査役の選任)
	第31条
	(1) 監査役は、株主総会において選
	任する。
	(2) 監査役の選任決議は、議決権を
	行使することができる株主の議決
	権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも
	<u>山市り、その議決権の過半数をも</u> って行う。
(新 設)	<u> </u>
(初 改)	<u>(監員 130 住 期)</u> 第32条
	(1) 監査役の任期は、選任後4年以
	内に終了する事業年度のうち最終
	のものに関する定時株主総会終結
	のときまでとする。
	(2) 補欠のため選任された監査役の
	任期は、退任者の残任期間とす
	3.
(新 設)	 <u>(監査役の報酬等)</u>
	第33条 監査役の報酬等は、株主総会の
	 決議によって定める。
(新 設)	(監査役の責任免除)
	<u>第34条</u>
	(1) 当会社は、会社法第426条第1項
	<u>の規定により、任務を怠ったこと</u>

現行定款	変 更 案
	による監査役(監査役であった者
	を含む。)の損害賠償責任を法令
	の限度において、取締役会の決議
	<u>によって免除することができる。</u>
	(2) 当会社は、会社法第427条第1
	項の規定により、社外監査役との
	間に、任務を怠ったことによる損
	害賠償責任を限定する契約を締結
	することができる。ただし、当該
	契約に基づく責任の限度額は法令
	<u>が規定する額とする。</u>
第5章 計 算	第 <u>6</u> 章 計 算
(<u>営業</u> 年度)	(<u>事業</u> 年度)
第 <u>24</u> 条 当会社の <u>営業</u> 年度は、毎年4月	第 <u>35</u> 条 当会社の <u>事業</u> 年度は、毎年4月
1 日から翌年 3 月31日まで <u>とし、</u>	1 日から翌年 3 月31日まで <u>の 1 年</u>
<u>営業年度末日を決算期</u> とする。	とする。
(利益金の処分)	(削 除)
第25条 当会社の毎営業年度の利益金	
<u>は、これを利益準備金、利益配当</u>	
金、役員賞与金、後期繰越利益、	
大阪市寄附金その他に処分するこ	
<u>とができる。</u>	
(<u>利益配当金</u> の支払)	(<u>剰余金の配当</u> の支払)
第 <u>26</u> 条 <u>利益配当金</u> は、毎 <u>決算期</u> 現在の	第36条 剰余金の配当は、毎事業年度末
株主名簿に記載または記録された	<u>日</u> 現在の株主名簿に記載または記
株主、または <u>登録質権者</u> に支払	録された株主、または <u>登録株式質</u>
う。	<u>権者</u> に支払う。
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第27条 利益配当金は、その支払開始の	第37条 配当財産が金銭である場合は、
日から満3年を経過してもなお受	その支払開始の日から満3年を経
領されないときは、当会社は、そ	過してもなお受領されないとき
の支払の義務を免れるものとす	は、当会社はその支払の義務を免
ప 。	れるものとする。